

# 倉吉自転車競技場管理規程

(趣旨)

第1条 この規程は、倉吉自転車競技場(以下「競技場」とい。.)の管理運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(施設)

第2条 競技場の施設は次のとおりとする。

- (1) 自転車競技場(トラック)
- (2) 走路内広場
- (3) 管理棟
- (4) 駐車場及び取付道路等附属施設

(使用時間)

第3条 競技場の使用時間は、午前8時30分から午後5時までとする。ただし、本会会長(以下「会長」とい。.)が必要と認めるときは、これを変更することができる。

(休場日)

第4条 競技場の休場日は、次のとおりとする。

- (1) 定期休場日 毎週火曜日・金曜日(ただし、国民の祝日となる場合を除く。)
- (2) 国民の祝日の翌日
- (3) 年末年始休場日 12月29日から翌年1月3日まで

2 会長は、必要があると認めるときは、前項の規定にかかわらず休場日に開場し、又は臨時に休場日を定めることができる。

(使用の許可)

第5条 競技場の施設・設備及び備品等(以下「施設等」とい。.)を使用しようとする者は、会長が別に定めるところにより競技場使用許可申請書(兼使用料減免申請書)(様式第1号)を提出し、会長の許可を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定により許可をしたときは、競技場使用許可書(兼使用料減免承認書)(様式第2号)を交付するものとする。

3 会長は、競技場の管理上必要と認めるときは、前項の許可に条件を付することができる。

4 施設等を使用するものは、当該許可に係る使用期間が満了するまで、第2項の規定により交付を受けた競技場使用許可書を携帯し、係員の求めがあったときは、これを提示しなければならない。

(使用の制限)

第6条 会長は、施設等の使用の目的、方法等が次の各号の一に該当するときは、前条第1項の許可をしないものとする。

- (1) 公の秩序又は、善良の風俗を乱すおそれがあると認められるとき。
- (2) 施設等を損壊するおそれがあると認められるとき。
- (3) その他競技場の管理に支障があると認められるとき。

(使用の取消しの届出)

第7条 第5条第1項の規定により許可を受けた者(以下「使用者」とい。.)が競技場の使用を取消し又は変更

をしようとするときは、当該使用開始の日の3日前までに、競技場使用変更等届出書(様式第3号)を会長に提出しなければならない。

(許可の取消し等)

第8条 会長は、使用者が次の各号の一に該当するとき、又は競技場の管理上特に必要と認めるときは、その許可を取消し、又は第5条第3項の規定により許可に付した条件を変更することができる。

- (1)この規程に違反したとき。
- (2)使用の目的又は第5条第3項の規定により許可に付した条件に違反する行為があると認められるとき。
- (3)詐欺その他不正な手段により許可を受けたとき。
- (4)その他競技場の使用に関し不相当と認められる行為があると認められるとき。

(使用料の納付)

第9条 使用者は、別表に定める使用料を納付しなければならない。

2 使用料は、会長が必要と認めた場合を除き、第5条第1項の許可を受けたときに納付しなければならない。

(使用料の減免)

第10条 会長は、公益上特に必要と認めるときは、前条の使用料を減免することができる。

2 使用料の減免を受けようとする者は、競技場使用許可申請書(兼使用料減免申請書)(様式第1号)を第5条第1項の許可申請を提出する際に会長に提出しなければならない。

3 会長は、前項の規定により許可をしたときは、競技場使用許可書(兼使用料減免承認書)(様式第2号)を交付するものとする。

(使用料の還付)

第11条 既に納付した使用料は還付しない。ただし、次の各号の一に該当する場合は、使用料を還付することができる。

- (1)使用者の責任によらない理由で使用できなくなったとき。
- (2)使用開始の日の3日前までに使用の取消し、又は変更の届出をしたとき。
- (3)前各号に定めるもののほか、特別の理由があるとき。

(使用者の遵守事項)

第12条 使用者は、競技場の使用に際しては、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1)許可事項を遵守し、管理者又は関係係員の指示に従うこと。
- (2)施設等をき損しないこと。
- (3)施設等を汚さないこと。
- (4)使用許可のない施設等は使用しないこと。
- (5)備品等を競技場外に持ち出さないこと。
- (6)所定の場所以外での喫煙、又は火気を使用しないこと。

(使用権の譲渡等の禁止)

第13条 使用者は、施設等の使用の権利を他人に譲渡したり、転貸してはならない。

(原状回復の義務)

第14条 使用者は、施設等の使用が終わったときは、速やかに当該施設等を原状に復し、又は搬入した物件を撤去しなければならない。

2 施設等を破損し、又は滅失したときは、速やかに会長に届け出てその指示に従わなければならない。

(損害賠償)

第15条 使用者は、故意又は過失により施設等を破壊し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。

(競技場の管理)

第16条 会長は、競技場を円滑に運営するため施設等を正常な状態に維持するよう努めるものとする。

2 会長は、管理上必要な書類、帳簿等を備え、常にその現状を明らかにしておかなければならない。

(管理の委託)

第17条 会長は、競技場の管理を公共的団体に委託することができる。

2 前項の場合、「会長」とあるは、「受託者」と読み替えるものとする。

(補 則)

第18条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、別に会長が定める。

附 則

この規程は、昭和59年6月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。